

安全でゆきとどいた看護のために 私たちは要求します。

200万人以上看護体制を

配置基準の抜本的な引きあげを

諸外国に比べ、日本の看護師は少なすぎます。

一般病床

「夜勤は患者10人に1人以上・日勤は患者4人に1人以上」の看護職員の配置を

※1病棟40床として積算すると、33人以上の看護職が必要

一般病床
以外

「夜勤は患者20人に1人以上・日勤は患者4人に1人以上」の看護職員の配置を

外 来

病院は、看護職員1人が1日に対応する患者を20人以下に

診療所は、看護職員1人が1日に対応する患者を30人以下に

手術室

手術台1台に3人以上の看護職員の配置を

夜勤に関する日本医労連の要求

■夜勤・交替制労働に対する法的規制・保護措置の確立

- ① 夜勤は3人以上・月6日(当面8日)以内
 - ② 1回8時間以内
 - ③ 夜勤・交替制労働者の労働時間短縮・週32時間以内労働
 - ④ 勤務間隔16時間(最低12時間)以上
 - ⑤ 夜勤後の残業禁止
- などを盛り込んだ看護職員確保法・基本指針、人事院規則などの改正と罰則規定の新設

■妊娠婦の夜勤・時間外労働の禁止、妊娠婦の業務軽減、就学前の子供を持つ職員への夜勤・時間外労働の軽減・禁止措置の実現

■看護職員など夜勤・交替制労働者の週32時間以内労働の実現、加齢による夜勤减免制度(45歳以上軽減、50歳以上禁止)の確立

■夜勤専門看護職や補助者の夜勤への導入反対

■当面、病棟規模を40床以内に縮小

■看護職員など夜勤・交替制労働者の年金支給開始年齢を55歳に

■ILO看護職員条約の批准、勧告の実施、関連諸法制の改正



(2006年1月作成)